

第 455 回佐賀地方最低賃金審議会

1 日時 令和 7 年 12 月 15 日 (月) 13:30 ~ 17:45

2 場所 佐賀第 2 合同庁舎 3 階 共用大会議室 2

3 出席者

公益代表：甲斐委員（会長） 安永委員（会長代理） 佐々木委員、早川委員、
松本委員

労働者代表：東島委員、松尾委員、諸富委員、彌常委員、山口委員

使用者代表：狩野委員、西岡委員、浜村委員、平野委員、福母委員

事務局：城労働局長、恒吉労働基準部長、河野賃金室長、岩竹室長補佐、
濱賃金調査員

4 議題

(1) 佐賀県特定最低賃金の改正の必要性の有無について

(2) その他

【第1回全体会議】

○岩竹室長補佐

審議に入ります前に、事務局から御報告いたします。

本日は、本審議会が最低賃金審議会令第5条第2項に規定されている定足数の10名に達していることを御報告いたします。なお、佐々木委員におかれましては、遅れて参加されるということで連絡をいただいております。

また、本審議会は原則として公開となっておりまして、本日の傍聴者は1名でございます。二者協議等会長が必要と判断した場合には退席をお願いすることがありますので、御了承いただきますようお願いいたします。

それでは、会長、議事の進行をよろしくお願ひします。

○甲斐会長

ただ今から第455回佐賀地方最低賃金審議会を開催いたします。

本日は、前回審議いただいた必要性審議について、更に審議を進め結論を得たいと思っております。

これまで既に3回にわたり必要性審議を行ってまいりました。その中で、労働者側、使用者側それぞれのお立場から必要性について御意見を伺いました。

本日の進め方でございますが、前回、最後の方で申し上げたと思いますけれども、使用者側が「必要性なし」とおっしゃるその理由について、再度お示しいただければ、というのが1点と、それから前回、諸富委員から資料が提出されましたが、それが初見であったと思いまので、関連して何か御意見をいただければ、と思っております。

まずは使用者側の皆様から御意見を伺いまして、その後協議を進めていきたいと思っておりますけれどもよろしいでしょうか。

(異議なし)

○甲斐会長

はい。またこの会議までの間、使用者側あるいは労働者側の委員さんからこういった資料を提出していただきたい、見つけてもらいたい、ということが事務局の方に提案されました。それでいくつかの資料を皆様に配信したところでございますので、そういうことも含めまして、何かございましたらお伺いしたいと思います。

では、協議に移る前に事務局から資料の説明をしてもらいます。

○河野賃金室長

令和7年度の全国の特定最低賃金の審議状況について、最新の情報を皆様のお手元にお配りしております。一般機械と電気機械、陶磁器と3枚準備しておりますが、1枚目的一般機械、上から2番目の茨城県について、必要性審議が長引いていたところ、先週12月8日に「必要性あり」で結論を得て、金額審議に入ったということです。

また、二枚目の電気機械、上から7番目の福島県が、12月12日に「必要性なし」で審議が終了した、ということです。

改定額はそれぞれ記載しておりますので、御確認いただけたらと思っております。私からは以上です。

○甲斐会長

はい、ありがとうございます。

それでは、協議に入りたいと思います。使用者の皆様からまず何か御意見いただければと思いますけど、いかがでしょうか。

○狩野委員

それでは、ただ今お配りしました資料「特定最低賃金の改正の必要性の有無に関する資料」について御説明いたします。

今までの議論の経緯を踏まえて作っておりますのでよろしくお願ひします。

1ページ目の「前提」のところですけれど、特定最低賃金の申出要件として、「労働協約ケース」と「公正競争ケース」が設けられているわけですが、今回必要性の有無について諮問がなされている、一般機械器具製造業関係と陶磁器・同関連製品製造業は、「公正競争ケース」、また電気機械器具製造業関係は「労働協約ケース」での申出と認識しております。

次に地域別最低賃金の状況ですが、令和7年度佐賀県最低賃金は1,030円となり、前年比74円プラスと大幅な引上げになっています。これは目安額を10円上回る水準です。この改正決定に当たっては、使用者側委員は議論が尽くされていないということで、採決に参加せず退席する、という強い反対の意思を示したところです。その結果、現在の地域別最低賃金は昨年改正された特定最低賃金を3業種とも上回って当県の特定最低賃金は一時的に効力を失っている状況にございます。

全国的な動向を見てみると、多くの都道府県で特定最低賃金の必要性について、「必要性なし」と判断されております。一般機械、電気機械の3割以上が「必要性なし」の結論であって、九州での「必要性あり」は一般機械ではゼロ、電気機械も福岡、熊本、大分の3県にとどまっております。

2ページ目を御覧ください。

現在の佐賀県の経済状況がどういうところにあるのかを見てみました。賃金が低いと優秀な人材が集まらずなかなか生産が伸びないという話もあったかと思うのですが、(1)の県内総生産を御覧ください。いわゆるGDPのようなものですが、県内総生産は、直近の一番新しい令和4年度で、約3兆1,489億円です。佐賀は3兆円経済と言われています。規模は福岡県が断然大きいのですが、過去10年間の伸び率を福岡県、長崎県と比較をすると、佐賀が赤いグラフになりますが、平成24年を100とすると、福岡や長崎を上回る成長で伸びているということになります。

次に(2)です。1人当たりの県民所得になりますが、これも令和4年度には289万2,000円と過去最高を更新して、九州内で最も高い水準となっています。県の統計分析課のニュースリリースでは、雇用者報酬及び企業所得がともに対前年度比で増となったことが要因で、特に雇用者報酬は過去最高となっている、との説明がされておりました。

一方で(3)です。先ほどの3兆円の県内総生産を分割して、県民所得です。県内総生産のうち県民所得がどのように分配されているのかを見ますと、赤いグラフの県民雇用者報酬はずっと伸びているのです。ただ、企業所得は、やはりコロナで厳しい時期は落ちたりして、増減があります。佐賀県の産業自体は発展して、雇用者報酬も

増加しているのですが、やはり企業所得が犠牲、とは言いませんけど、いろいろ配慮はさせていただいているのかなという気がしております。

続きまして3ページです。これは、西岡委員がおられる中央会さんの中小企業労働事情実態調査のデータです。前回、労働者側からも出された調査の、令和7年7月時点のデータが11月に出ていますので、輪切りも大事なのですが、推移を見たものにしました。

(4)を御覧ください。こちらは個社レベルでの景況感ですけど、コロナ禍で悪くなつた後、改善していた景況感が近年再び悪化傾向にあり、赤い折れ線グラフの「悪い」という数字が少し気になる動きをしています。一方「良い」と言っている数字が減ついて、これも業種別でみると、機械器具では「良い」が1割ぐらいにとどまっているという状況です。

次に(5)の経営上の障害です。これを輪切りで見ると、人件費の増大がそんなにないではないか、みたいな話があったのですけれど、これも推移で見ますと、この調査では、人件費の増大が経営上の障害である、というのは20%弱10%台でずっと推移していたのが、令和5年頃から急激に上がって、近年の大幅な賃上げと歩調を合わせているように見えます。

続いて(6)です。新規学卒者の初任給の状況を見てみると、高卒、大卒共にここ10年間大きく上昇しているのです。労働条件の改善というのは一定程度進んでいて、全国平均も並べていますけれど、遜色ない賃金水準であると評価できるのではないかと感じています。

次の4ページ目です。特定最低賃金が適用されている産業の状況について、いろいろと眺めていたのですけれど、(1)の付加価値額について、先ほどの県内総生産が約3兆円ありましたが、それに占めるシェアを試算してみたところ、一般機械1.6%、電気機械が5.9%、陶磁器が0.5%のシェアとなっています。これは当県の括り方で、他の産業とかも入ったりしているので少し大きめになっているのですけれど、こういう状況です。

次に(2)の従業者数です。どれくらいの雇用を生み出しているのかということでは、佐賀県内の総従業者数36万人のうちの一般機械が1.3%、電気機械が2.5%、陶磁器が0.7%のシェアになります。

3業種が佐賀県の基幹産業であるといった話があり、それ自体は、特に否定はしませんが、佐賀県の基幹産業は公的にどうなっているのか、ということを探してみたところ、「佐賀県の基幹産業」という言葉を使っている県や市町の公的な計画というのを見つけられませんでした。

関連して1点、地域未来投資促進法という法律があって、この法律に基づいて、佐賀県が基本計画を作っている中では製造業が大事であると言っています。他にも物流が大事とかいろいろ言っている中で、3業種指定しているのが、化学工業、非鉄金属製造業、電子部品、デバイス電子回路製造業です。ここに機械関係、電機関係が少し出てきます。個人的には電気機械は一定の存在感があるんだなと、やはり所得も生み出しているし、雇用も支えている。県もこれから投資を促進していくみたいな話も出ていて、例えば付加価値額でも電気機械は1,795億円の付加価値額を生み出している。内訳では電子部品が1,264億円と電気機器が530億円。一方、例えば、化学工業は955億円、食料品製造業は1,284億円等。一方で食料品は特定最低賃金に入っています。

ない、とかそういうことを言い出すときりがないので、特別この3業種がないと佐賀県が成り立たないとか、ここだけが特化している訳ではなくて、どれも大事だ、ということを申し上げたい、という資料になっております。

続きまして、5ページ目です。この審議会でも賃金が魅力的じゃないから他所に人が流れているという話がよくあったのですけれど、その辺を調べてみました。

(1)の流出、流入人口です。私もずっと佐賀県から外に出ているというイメージがあったのですけれど、国勢調査を見ると、実際は、佐賀県は近年流出超過県ではなくて、むしろ流入超過の傾向にございます。平成17年頃からです。この赤いグラフは、他県の人が佐賀で働いている数ですが、流出を追い越してます。文章でも下の4行ぐらいに書いていますが、他県からの流入人口が、夜間人口に占める割合を全国と比較すると、佐賀県は5.04%で、東京、京都、大阪に次いで全国4位となっています。

(2)の方は、前回の審議会で、県の最低賃金との優位性という言葉もあったので、その辺を見てみました。文章の中で書いていますが、今、隣の福岡県と長崎県とでは流入超過となります。福岡県からは、差し引きで約3,000人多く佐賀に入って来ており、長崎県は303人入って来ているような状況です。ただこれだけでは最低賃金の差額との関係の傾向は見られませんでした。

この辺りは特定最低賃金に限らず、全体的な傾向なのですけれど、次の6ページ目を御覧ください。先ほどの5ページ目は、夜は福岡に住んでいて、昼は佐賀で働くといった、流出、流入の話でしたが、今度は福岡から佐賀に引っ越すなどの転出、転入といった社会動態の話が(3)です。これも昔は確かに、佐賀から人が出ていってばかり、という話があったのですけれど、今はもうほぼ拮抗しており、令和5年などは、転入超過になっております。直近の令和6年でも312人の転出超過ということです。

(4)は、令和6年分を年齢ごとに見たのですけれど、これは予想どおりというか、18歳と22歳から以降、18歳は大学進学で出ていく人が多く、その後は残念ながら就職で出ていく人も多いのですけれど、御覧のとおり、他の年代は割と転入超過です。子ども世代ということで、0歳から10歳頃までずっとプラスです。2歳から3歳でも、子育てしやすいということで流入して来ていますし、また60代以降でも第2の人生は佐賀で、いう人がいるので、出て行ってばかり、というわけではないということです。

(5)は、最賃差額との関係を同じように表にしてみたのですけれど、やはりなかなか因果関係は見いだせませんでした。

7ページ目以降ですが、これは以前、私が口頭で申し上げた、佐賀工業会の会員事業場に対して実施したアンケート結果をペーパーに落とし込んだものです。先日リクエストがありましたので準備しております。

御覧のとおり、改定の必要性を感じない、とする事業者が多数だったということ、自由記述欄では、やはり経営を圧迫するとか、特定最低賃金の区別自体をなくしてもいいのではないかと、そういう声が聞かれております。

8ページ目以降は、ヒアリングの状況なのですけれど、(4)は私が以前申し上げた、電機関係のパートさんがたくさんいる事業者さんのヒアリングになります。(1)から(3)までは、中央会さんの方で聞いたのですけれど、やはり引上げが急なので、賃上げ自体は全然否定していませんが、急激すぎて中小企業は厳しい、というのが実態かなと思います。そこにプラスして、特定最低賃金で更に上積みするというのは、

やはり強い懸念が感じられます。

以上を総合しますと、佐賀県においては、地域別最低賃金が既に高い数字になっていますし、特定最低賃金の改正の必要性はないと思っているところでございます。

もう 1 つ、A 3 横長の表です。これも何か見えてくるかなと思って作ったもので、特定最低賃金のそれぞれの業種の経済センサスの数字を過去 3 回分並べたものです。また、以前、地域別最低賃金に対する優位性という話がありましたら、佐賀県の最低賃金と特定最低賃金の差が優位性だと思いますので、下の方の表に、これを並べています。例えば一般機械器具製造業、これは太字のところを見ると、従業員数自体はその時々の人口もありますけれども、シェアでみると、一般機械器具製造業関係は左から平成 24 年は 1.19%、平成 28 年は 1.25%、令和 3 年は 1.33% とずっと増えているのです。この間、その下の表を見ると、特定最低賃金の地域別最低賃金に対する優位性というのはずっと対最賃比率も 16.54 から 13.29、9.14 と減っているのです。こういった相関係数に落とすと負の相関になってしまいました。

要は、優位性があればあるほど、逆に減ってしまうみたいな結論にしかならないです。この表自体あまり意味が無いと思うのですけれど、この表を作っていて思ったのが、やはり電気機械、先ほども電機に存在感があると言ったのですけれど、このいくつかある業種の中でも、例えば E289 のその他の電子部品、デバイス等製造業とか、E290 の発電用送電用等電気機械器具等製造業とか、個別企業でみたら SUMCO さんとか戸上電機さんとかその辺りがガッと影響力がある一方で、そもそも経済センサスで回答していない、統計上はないことになっている業種があったりとか、会社はあるけど従業員が少ないというところは、逆にそういう大手に引っ張られて高い特定最低賃金を払わざるを得ないとか、そういう状況になっているのかなという気がしておりました。配付資料の説明は以上でございます。

○甲斐会長

はい、ありがとうございました。

それでは、他の委員の皆様からの御意見も伺って、個別、質問、質疑等を行いたいと思います。よろしいでしょうか。使用者側の皆様で何か追加で御意見等ございますか。それでは、もう少し御意見言われるのに時間も必要かも知れませんし、取りたてて追加の御意見が無いようでしたら、今の狩野委員の資料をもとに質疑応答をお願いしたいと思いますけれどもいかがでしょうか。何か質問でも構いませんし、全体を通した御意見でも構いません。

○松尾委員

いいですか。

質問になるのか、感想になるのか、ちょっと分からぬのですけど、例えば 3 ページで、個社レベルでの景況感、経営上の障害などは、やはり悪いと答えている事業所が多い、という説明をいただきましたけど、これ令和 6 年から 7 年にかけては下がっているんですね。昨年 56 円と最低賃金の引上げがあり、そのときも、やはり事業としては厳しいんだという意見を使用者側からいただいていましたが、機械器具に関しては、令和 6 年から 7 年にかけて、経営状況が悪いと答えているところは下がっているんですね。令和 6 年にあれだけ最低賃金が引上げられても、下がっているような状態

です。もちろん企業努力もあると思いますが、下がっているという実態を見れば、今年から来年にかけてどうなるかというのは分かりませんけど、この傾向トレンドというのは続くのではないか、と思わざるを得ません。最低賃金が引き上がっても、経営状況が悪いと答えているところが下がっているので、やはりそういった傾向というものもあるのではないかなと思います。

それと5ページの人口の流出と流入です。県内的人口が増えてない状況で、流出よりも流入人口の方が増加をして来ているという実態はあるのかな、と思います。

ただ、去年は資料として出しましたけど、県内に住んでいる方が他県に働きに行かれる方、労働力の増減で見れば、「人口」は流出よりも流入が増えているのでしょうか、「労働力」はやはり外に出ていているのです。特に鳥栖・基山・みやき、県の東部にいけば、4割以上が福岡で働いているのです。ここから見れば、これは単なる人口ですので、最低賃金の資料としてはちょっとふさわしくないのではないかという思いはもっています。

私どもが出した3業種ということで、県内における経済の規模、労働力、労働者の数などから見れば、特定最低賃金として大きな役割は持っていないんだという資料の作りになっていますが、これは今後私たちが申出を出したにしても、3業種は特定最低賃金としては認めないんだという使用者側の意思があるということですかね。今年はということではなくて、今後もう特定最低賃金は必要ないんだという使用者側の強い意思があって、こういった資料を出されたということですかね。

○狩野委員

その時々の環境次第ではないでしょうか。

○松尾委員

環境次第ですか。

○狩野委員

もうひとつ、5ページ目の資料です。流出、流入人口の件で言いますと、おっしゃったように、これは就学の方も含まれるのですけれど、一番下の(2)の表の右側に、「うち15歳以上の就業者」とございますけれど、流入出差がマイナスの場合は流入なのですけれど、働く方も今のところ佐賀県は流入超過となっているということです。

○松尾委員

県内在住で他県に働きに出ている方という意味ではないですよね。他県から佐賀県に入って来た、人口として入って来た方ということですね。

○狩野委員

他県に住んでいる人が佐賀県で働いている人が流入人口です。これは令和2年で37,997人いたと。佐賀県に住んでいて、県外で働いてる人が32,622人いたということです。

○松尾委員

これ人口なのですか。労働力なのですか。

○狩野委員

左側の表は「15歳以上の就業者・通学者の推移」です。右に別に内数で出しているのですけれど、「うち15歳以上の就業者」の数字です。令和2年で言いますと、流入人口15歳以上で働いたり、学んだりするために、県外から県内に通ったり通勤している人は40,532人いましたと。そのうちの37,997人が15歳以上の就業者ということです。

○松尾委員

これはどこから県内に入ってきたているかというのは分かりますか。

○狩野委員

その時々で違います。

○松尾委員

これは福岡県との単純な差ということでいいのでしょうか。

○狩野委員

福岡県とかという個別で出しているのは、県の資料なのですから。

○松尾委員

県の資料ですね。すみません。県の資料だったらしいです。県に確認をしないとですね。

○狩野委員

ええ。

○松尾委員

すみません。単純に福岡というよりも、長崎とか、令和2年の最低賃金でいければ佐賀の方が高かったですね。そういうところから入って来た方が多いかなというような気がしたので。今の実態がどうなのか、というはあるでしょうけれど。

○甲斐会長

他にございますでしょうか。

私から数字の質問なのですから、4ページの(1)付加価値額というところなのでですが、一般機械1.6%、電気機械5.9%、陶磁器0.5%というシェア、これは何を何で割られているのですか。

○狩野委員

分母は県内総生産の3兆1,489億円です。

○甲斐会長

ですね。県内総生産でいくと、製造業全体は 22.8% で、7,179 億円ですよね。

○狩野委員

はい。

○甲斐会長

令和 4 年度は、製造業一般的にいうと 6,902 億円で割るべき数字じゃないかと思うのですけど。製造業の中のどれくらいの割合が一般機械か電気機械か陶磁器かという考え方の方がより分かりやすいのではないかな、と思うのですけれども。

○狩野委員

特定最低賃金は製造業しか使えないのですか。

○甲斐会長

いや、使う使わないではなくて、製造業としての付加価値というのが、佐賀県全体として 22.8% ですよね。ですから、製造業を私たちがどう見るかということだと思うのです。佐賀県の中での位置というのを、22.8% だから低いじゃないかと見るかもしれませんけれども、他の産業からして 22.8% というほぼ 4 分の 1 近い数字を低いと見るのか、高いと見るのかという考え方がありますよね。その上で、その中の一般機械、電機、陶磁器のシェアとして考えるのであれば、22.8 の数字で割った方がより明らかになるのではないかなと思うのですけど。

○狩野委員

私は、ここは小売業や建設業、他の業種も含めたところでのシェアとして考えています。

○甲斐会長

もちろんですよね。生活に必要な産業というのが必ずありますから、建設業とか小売業とかこの中に福祉とかそういうものも含まれているのかと思うのですけれども、そういう生活に必要な産業を含めた中で、佐賀県として何かものを作っていく、外に出していくという製造業を、どういうふうに私たちは考えるべきかというところに立つのではないかと思うのです。

あえて製造業が何 % で、と書かれているので、製造業の金額で割られているのかなと思いましたけれども、そうではないので、そういうことを少しあ尋ねしたのです。

付加価値額というのがいろいろな意味で佐賀県全体の生産というか、様々な産業でどれだけのものを生み出しているのかという考え方も分かるのですけれども、その中で、製造業が、例えば 22.8% 占めているということ。それから、その中の 1.6 とかじゃないですね、その中では、電機とか機械とか陶磁器がどれくらいの割合を占めているのかというのを考えるべきではないかなと思いましたので、お尋ねしました。

狩野委員のお考えは分かりますけど、私が申し上げているような考え方もあるのではないかなと思います。それでいうと、1.6 とかではなくて、もう少し大きな数字に

なるから、あまりに少ないなと思ったのでちょっと計算してみたのです。
他に何かございませんでしょうか。

○松尾委員

すみません。7ページ、8ページのアンケートは、率直な御意見だと思いますので、これは受け止めないといけないかなと思いますけど、特定最低賃金の資料としては、4ページ以外は、地域別最低賃金に使うべき資料ではないかと思います。

やはり全体的なものをおっしゃっていますので、来年の地域別最低賃金の参考にさせていただきたいと思いますけど、特定最低賃金の必要性の審議の中での資料の扱いということであれば、4ページとアンケート以外はあまり参考にはならないというか、特定最低賃金は特定の産業のことを審議するということから、全体のことは地域別最低賃金の中で論議をしないといけないと思いますので、それ以外のところはあくまで参考ということで、見させていただきたいと思います。

○甲斐会長

他に何かございませんでしょうか。狩野委員のデータ以外のことでも結構でございますので、それから、労働者側から何か御意見等ありましたらお願ひします。どちらからでも。

○松尾委員

もう一度、使用者側の皆様にお聞きしたいのですが、地域別最低賃金は、最低限の生活を保障するための最低賃金ということで、セーフティネットとしての位置付けが大きいと思っていますので、それで今回1,030円という金額で結審をしました。やはり特定最低賃金、私たちはこの製造業3業種を特定最低賃金の必要性があるということで、労働者3分の1以上の賛同を得て提出をしております。労災も製造業が一番多いのです。であれば、危険を伴う、また長年の技術なども必要な製造業の最低賃金と言葉は悪いですけど、単純作業の高校生のアルバイトなどの最低賃金が本当に同じで良い、という考え方を持っていらっしゃるのかどうかをお聞きしたいと思います。

もちろん、他の業種も大切だと思っていますけど。

○甲斐会長

今の御質問に対していくがでしょうか。

○松尾委員

必要性のあるなしは別にして、です。

○浜村委員

すごく難しい御質問だとは思うのですけれども、どういう職種を想定されてそういう御質問されたのかというのはちょっと分からぬのですけど、例えば、製造業のそういう労災も多いというお仕事と、コンビニのバイトを比べるのか、医療とか看護とかそういう仕事を考えるのか、今、どれがいい仕事だというわけではないと思うので、だから製造業は特別なんだということにはならないのかなと思うのです。

○松尾委員

単純に答えていただいて結構です。必要性ありなしは全く抜きにして、本当に良いのですか、ということです。

○浜村委員

すごく個人的なことで言わせていただくと、たまたまこの製造業の3つの業界の方が、こういう手を挙げられているというだけの話だと個人的には思っています。他にも特別な最低賃金を設定した方がいいような業種ももしかしたらあるかもしれないし、それを他の業種よりも、明らかに自分たちの業種は難しいことをやっていて、賃金を上げないといけないんだという議論は、すごく横暴だなという気もしないでないです。個人的な意見です。

○諸富委員

逆に、それに関連しての見方になると、資料の1枚目にもあるように、要は地域別最低賃金が上がって特定最低賃金は、ということですので、では地域別最低賃金がいくらであれば特定最低賃金って必要ないのだろうという水準はなんとなくイメージされていますか。

○浜村委員

そういう意味で言うと、例えば、今1,030円という地域別最低賃金の額ですよね。この水準で、例えば法定の労働時間マックスで、年間で多分2,085時間くらいになると思いますけれども、働いたとします。そうすると、月額の給料は18万円弱ぐらいです。初任給で18万円位払っている佐賀県の会社ってほとんどないですよね。今どんどん増えてきていますけれども、まだ16万円台とかいう会社もある。そういう意味では、佐賀県の経済水準の実態を地域別最低賃金の水準が追い越してしまったのかなというような気がしています。そういうふうに考えると、今の時点で特定最低賃金というのが本当に必要なのだろうか、と思えなくもないかなと考えています。

やはり、急速に地域別最低賃金が上がってしまったので、企業側の入件費に充てられる割合というのが追いついていないというような状況も今あるのではないのかなと思います。

○松尾委員

佐賀県に当てはまるかどうかは別にして、12月の日銀の短観で、大手製造業の第3四半期は前年比で増えていますよね。大手なので、県内でいけば、ほぼ中小しかない。中小も、しかも小しかない、ほぼないので、単純に当てはまらないとは思うのですが、全体の景気感から言えば、製造業は一時期、トランプ関税の影響がどうなのかということもありましたが、それもほぼなく推移をしている中で、労働者側からもずっと言っていますが、使用者側も大手ばかり自分のところで囲い込むのではなくて、ちゃんと下の方までサプライチェーン全体で生み出した成果を配分していただくように、そこは使用者側も言っていただきたいとは思います。一部の大手だけ儲かったって、中今は苦しんでいるのですから、その実態はよく分かっていますよね。

○甲斐会長

はい、他にございますか。

○諸富委員

すごく程度の低い質問になるのですけれども、世の中の景況感とか、消費者物価指数とかは、ある程度賃金構成の三要素といわれる要素は、全国大きくは変わらないのですけど、地域別最低賃金の審議のときには、とりわけ佐賀はそういう影響が大きいですよ、ということがあったと思うのです。その中でやはり改定されているところはされている。とりわけ電機で言うと、近隣3県についてはやっている。状況があまり変わらない中でそれをやっているという実態を、私としては非常に気にはしています。

その世の中の状況情勢が変わらない中で、あえて佐賀はなかなかちょっと難しいねと言われるような、その拠り所って何でしょうか。佐賀だけが特別何かが影響しているのでしょうか。意地悪な質問しているつもりは全然ないのですけれども、どうしても最終的に、特定最低賃金の改定をやる、やらないというのは、ある程度納得性がある理屈付けが労使どちらにも必要だと思っています。その中で私は電機なので、特に電機で見たときには、近隣3県がまず必要性ありということ、その中であえて佐賀がやらない理由は何ですかと問われたときに、ここはどう答えていいのだろうというのが自分の中でまだ落ちてないので、そこが一番もやもやしていると言いますか、そこをある程度何か示せればいいなという、すみません、ちょっと感想めいていますけれど。

○浜村委員

近隣3県というのは、福岡・熊本・大分ということですか。

○諸富委員

そうです。実際、電機で長崎や鹿児島、宮崎がやっていないというのは、単純に電機だけでみればそれに特殊事情があるのです。例えば、鹿児島であれば、電機といえば京セラしかないので、ほぼその賃金改定が横スライドで当てはめられているので、要りません、というような言い方をされていました。

ただ、佐賀に近い近隣の大分、福岡、熊本は、地域別最低賃金のレベルでいったら、佐賀を超えていくような改定をされた。その中で景況感や取り巻く情勢というのは変わらないだろうと思うときに、あえて佐賀ではなぜできないのだろうかという、仮にどういう結果になったとしてもどう説明していいのか。陶磁器だってやっているところはあるし、一般機械だってやられるだろうし、それを取り巻く環境というのは変わらないのですよね、というなかで、できないというのは何だろう。

○浜村委員

私が言うのも変な話なのですから、佐賀において電機は、労働者側の半分以上が1社なんです。なので、鹿児島における京セラと同じような状況なのではないのかなという気はしますけど、その辺りはどうなのでしょう。

○諸富委員

詳しいことは分からないですけど、少なくとも電機は佐賀県内に中小あって、大手と直接雇用関係や契約関係がないところでも、事業の裾野としては当然そういうところも一定の賃上げをしっかりやって、県内においてものづくりをしっかり支えていくというのが特定最低賃金の意義の中には含まれていると思います。

佐賀においては、中小企業もたくさんあるから、当然事業としてはそういったところもしっかり人を確保していただいて、そこにしっかりと人を集めて、といったら語弊がありますが、人を確保した上でのづくりを支えていくということで一定賃上げの裾野を広げていく、という考え方でやっていますので。

私はもう単純に、他県と情勢が変わらない中で、できないということの理屈付けに少し違和感があるということです。

○甲斐会長

はい、それでは、他に何かございますでしょうか。

○松尾委員

聞きたいことたくさんあるのですけど、資料の4ページ、特定最低賃金の産業の状況ということで、(1)から(3)までありますけど、この理由によって、先ほど浜村委員が言われたように、何で3業種なんだと、他にもたくさんあるでしょう、ということですよね。この3業種に特化するのは横暴なのではないか、そういった理由などもあって、今回特定最低賃金はもう必要性はありませんよ、という使用者側の認識ということですかね。

○浜村委員

少なくとも私はそうです。横暴というと変ですけど。

○松尾委員

すみません、言葉尻を捉えるわけではないのですけど。最初に言ったように、他のところは特定最低賃金に当てはまらないような数字があって、あまり参考にできないかなと思っているので、特定最低賃金の、できるできないという一番の理由は、4ページのところだけなのですね。なので、ここが一番使用者側としてやはり思われているところということですかね。

○狩野委員

資料を作った側からすると、4ページ以外も特定最低賃金のために作った資料なのです。特定最低賃金の審議の場で、賃金差があるために県外に流出しているとか、そういう話もありますので、作ったところです。

たまたまこの特定最低賃金3業種ではない業種で、単純作業のような仕事をされている事業所の社長さんに、私がこういう会議に出ているという話をしたところ、言われたことですが、特定最低賃金とは関係ない地域別最低賃金の話なのですが、もっと地域別最低賃金を上げるべきだ、ということをおっしゃっていたことがありました。それはなぜかというと、うちは従業員のためにどんどん賃上げをしているけれど、そ

れだと他所の上げていないところが仕事を取ってしまう、不公平だ、みたいなことをおっしゃいました。ですから私は、それこそまさに特定最低賃金ですよ、ということを言ったのですけれど、特定最低賃金の公正競争ケースは、そういうことなのかなと思います。だからその社長さんに、同業者を集めてやつたらどうですかと言ったところなのですけど。

○甲斐会長

今、狩野委員がおっしゃったことは特定最低賃金として非常に重要なポイントだと思います。

それでは、他にあろうかとは思いますけれども、これから進め方としまして、やはり本日二者協議をやっておきたいと考えております。まずは、使用者側の方々からお呼びして公益と話をし、そしてその後、労働者側の皆様ともお話をしたいと思っております。そして調整をしていきたいと思っておりますけれどもよろしいでしょうか。使用者側の皆様も何か5人で打合せの時間というのが必要であれば、一旦、控え室にお戻りいただきまして、できましたら15分ぐらいで上がって来ていただければと思うのですけれども、よろしいでしょうか。もう必要ないとおっしゃるようでしたらここでお話を進めていきたいと思いますが。

○使用者側委員一同

必要ないです。

○甲斐会長

必要ない。はい、それでは、労働者側の皆様は控室の方に行っていただいてよろしいでしょうか。

○岩竹室長補佐

労働者側委員の皆様は控室へ御案内させていただきます。傍聴者につきましては、これから二者協議で非公開となりますので、会議室の外へ移動をお願いします。

〔労働者側委員退室〕

〔公益委員と使用者側委員の個別折衝〕

〔使用者側委員退室・労働者側委員入室〕

〔公益委員と労働者側委員の個別折衝〕

〔使用者側委員入室〕

【第2回全体会議】

○甲斐会長

皆様お揃いですので、全体会議を再開したいと思います。

これまで4回にわたり必要性の有無について審議をしてまいりました。それぞれ労使の御意見をお伺いしたところですけれども、改正決定の必要性の有無につきまして

は、全会一致に至らなかったということで、審議会の結論としましては、佐賀県特定最低賃金に係る一般機械器具製造業関係、電気機械器具製造業関係及び陶磁器同関連製品製造業の3業種の最低賃金の改正決定の必要性の有無につきましては、必要性ありとの結論に達しなかったということになろうかと思います。

○松尾委員

意見、よろしいですか。

○甲斐会長

はい、どうぞ。

○松尾委員

すみません、労働者側委員の松尾です。

これだけ、労使、公益の先生を含めて三者で審議を行ってきました。使用者側が言われます、地域別最低賃金の大幅な引上げとそれに伴う事業者の経営状況、経営の厳しさというのは一定私たちも理解をしているつもりです。つもりですけれど、やはり地域別最低賃金と特定最低賃金の役割と意義というのは違うと私たちは思っています。佐賀県の基幹産業であります、また伝統的な産業であります、私たちが申出を行った3つの産業、これら産業3つ全て必要性なしという結論に至ったことについては、私たち労働者側、電気機械については60%以上、一般機械について37%、陶磁器についても46%のそこで働く労働者の皆様が、改正をして欲しいという強い意思を受けて申出を行ったところでありますので、そういう意味からすれば、今回このような結論に至ったということは非常に残念でもありますし、労働者側としては納得できるものではないと思っています。そこは是非、使用者側の皆様も理解をしていただきたいと思います。次年度以降は、また審議をさせていただければと思いますのでよろしくお願ひいたします。最後に一言だけ言わせていただきました。

○甲斐会長

はい。使用者側の皆様よろしいですか。

それでは、答申文案をお配りしたいと思います。

（答申文（案）を各委員に配付）

○甲斐会長

では、事務局より朗読をお願いいたします。

○河野賃金室長

お手元にお配りしました答申文（案）を朗読いたします。

（答申文（案）朗読）

○甲斐会長

はい、ありがとうございました。

それでは、この答申文で答申したいと思います。(案)を消していただいてよろしいでしょうか。

これより局長に答申をさせていただきたいと思っております。なお、口頭で補足させていただきます。今年度は、合意に至らなかったのでこの答申文としますが、来年度は改めて審議をよろしくお願ひいたします。

(会長から佐賀労働局長へ答申文の手交)

○河野賃金室長

それでは、局長から御挨拶を申し上げます。

○城労働局長

佐賀県特定最低賃金改正決定の必要性の有無につきまして、ただ今答申をいただきました。その結果、3業種共に全会一致に至らず、改正の必要性ありとの結論に達し得なかった旨の答申をいただいたところでございます。

甲斐会長始め委員の皆様方には、9月16日の必要性の有無に係る諮問以降、本日至るまで4回にわたり、慎重かつ丁寧な御審議を承り、厚く御礼を申し上げます。

佐賀県特定最低賃金の3業種につきましては、既に11月21日から発効しております1,030円の佐賀県地域別最低賃金が適用されますので、対象となる企業の皆様方には、当該最低賃金額に加え、各種助成金制度の利用促進に向けた周知広報に努めてまいります。

委員の皆様方におかれましては、引き続き最低賃金の運営に御協力をお願い申し上げ、答申を受けましての御挨拶とさせていただきます。

本日はどうもありがとうございました。

○甲斐会長

局長ありがとうございました。

その他、事務局から何かございますでしょうか。

○河野賃金室長

本日、3業種とも改正の決定について、必要性ありとの結論に達しなかったので、今年度は特定最低賃金に関する金額審議は行われません。

したがいまして、今年の地方最低賃金審議会はこれが最後ということになります。

次回は3月に、今年度最後の本審を開催することとなります。年末までには、委員の皆様方に日程調整を行わせていただきたいと思っておりますので、御協力よろしくお願ひいたします。以上です。

○甲斐会長

はい、それでは、本日の審議会はこれで終了いたします。

本日の議事録の署名は労働者側山口委員、使用者側福母委員にお願いいたします。

本日はどうも長時間ありがとうございました。お疲れ様でした。

会長

労働者代表委員

使用者代表委員
